平成２９年（再イ）第１４１号
千葉県我孫子市湖北台９丁目９番３号
再生債務者　大原　　操
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　意見聴取期間が経過した本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月11日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（再イ）第６３号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1221番地12
再生債務者　片山　恭悦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（再イ）第１４５号
京都市南区久世中久世町２丁目105番地19
再生債務者　田村真由子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再イ）第３４８号
札幌市東区北21条東23丁目５番18―801号
再生債務者　由利　賢太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第３６０号
北海道北広島市共栄町４丁目10番地４
再生債務者　山田　一樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第１０号
札幌市豊平区西岡１条11丁目７番１号
再生債務者　小田　洋樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第３号
福島県伊達市上台１番地２
再生債務者　笹島　敏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日　　福島地方裁判所

平成３０年（再イ）第１号
栃木県真岡市並木町２丁目17番地18
再生債務者　岸　　芳一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２９年（再イ）第１４６号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目２番12―709号
再生債務者　松本　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日
さいたま地方裁判所川越支部

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。
平成 30 年５月 29 日
独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｃ第2454号	昭和45年12月14日	大西　一雄	平成30年４月25日	
京博Ａ第1445号	昭和43年６月13日	延暦寺	平成30年５月５日	
京博Ｈ第563号	昭和47年４月14日	延暦寺	平成30年５月５日	
京博Ｉ第367号	昭和43年６月13日	延暦寺	平成30年５月５日	
京博01―第139号	昭和27年４月１日	春浦院	平成30年５月８日	
京博02―第83号	昭和27年４月１日	春浦院	平成30年５月８日	
京博02―第84号	昭和27年４月１日	春浦院	平成30年５月８日	

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 19 号
中日本高速道路株式会社が平成30年１月９日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。
平成 30 年５月 29 日
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

１．企画割引「2018静岡ドライブプラン」中、
⑴　割引をする自動車に、
「⑫首都圏発着①静岡県域周遊
⑶ハに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②トに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、
「⑬首都圏発着②静岡県域周遊
⑶ハに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②トに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、
「⑭名古屋発着　静岡県域周遊
⑶ハに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ヘに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②トに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、
「⑮尾張発着　静岡県域周遊
⑶ハに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①トに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②トに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、
「⑯みえ発着　静岡県域周遊
⑶ハに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①チに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②トに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、
「⑰静岡県域周遊
⑶ハに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②トに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、